

愛西市青少年国際交流事業実施要綱

平成28年5月2日

告示第129号

改正 平成30年3月30日告示第49号

(目的)

第1条 青少年を海外に派遣することにより、青少年の国際交流・協力の促進及び多文化共生の意識の醸成を図り、今後の時代を担う地域リーダーの育成を図ることを目的とする。

(対象者等)

第2条 愛西市青少年国際交流事業（以下「交流事業」という。）の対象者は、市内に住所を有する事業の主旨を理解した者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 交流事業実施年度内に、満13歳から満16歳に達し、市長が海外へ派遣する者（以下「派遣団員」という。）としてふさわしいと認めた者であること。

(2) この要綱の規定により海外へ派遣された者でないこと。

2 交流事業に参加を希望する者は、指定する日までに愛西市青少年国際交流事業参加申込書（別記様式）を提出しなければならない。

(派遣団員の決定)

第3条 市長は、前条第2項の申込書の内容の審査その他必要な審査を行い、適当と認めた者を、派遣団員とする。

(事前研修)

第4条 交流事業の目的を効果的に達成するため、派遣団員に対して交流事業の趣旨及び内容について理解を深め、派遣団員としての自覚、公衆道徳、集団行動等を体得し、並びに海外事情及び安全対策について学習を行うことを目的として、事前研修を実施する。

(報告書)

第5条 派遣団員は、海外派遣終了後、交流事業の成果について報告書を提出しなければならない。

(事後活動)

第6条 派遣団員は、交流事業終了後、市の国際交流等に関する事業に積極的に参加するとともに、海外との友好親善に努めなければならない。

(負担額)

第7条 市が負担する派遣団員一人当たりの経費の額は、次に掲げる経費を除いた派遣団員一人当たりの海外派遣に要する経費の2分の1とし、25万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 海外における自主研修費その他個人の用に必要な経費

(2) その他個人が負担することが適当と市長が認めたもの

(愛西市青少年国際交流事業協議会)

第8条 交流事業の実施に関し、関係者等の幅広い意見を求めるため、愛西市青少年国際交流事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員をもって組織し、その委員は、学校教育の関係者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が依頼する。
- 3 協議会の会長は、委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会の庶務は、企画政策部経営企画課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年5月2日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第49号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。